

周南市青少年育成市民会議 賛助会員募集

～地域社会全体で子どもを見守り、育もう～

市民会議は、子どもの健全育成に係る多くの団体で構成されています。

「大人から変わろう！」を合言葉に、地域社会全体で子ども達を見守り、育てることを目指しています。

年会費

団体・個人いずれも
1口 1,000円～

賛助会員特典

「こども新聞」を送付します。(年4回)
団体でのご加入の場合、ホームページに
ご芳名を掲載します。

申込み方法

- ①「加入申込書」にご記入いただき、
下記事務局までお申込みください。
- ②年会費を、**現金**にてご納入ください。
※令和4年度をもって郵便振替は終了しました。



ホームページ <https://www.ko33.net/>



【申込み・問合せ先】周南市青少年育成市民会議 事務局

〒745-8655 周南市岐山通 1-1(周南市教育委員会 生涯学習課内)
TEL:0834-22-8697 FAX:0834-22-8814
E-mail:ed-shogai@city.shunan.lg.jp



切りとり



周南市青少年育成市民会議 賛助会員 加入申込書 (個人・団体)

年 月 日

周南市青少年育成市民会議の趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

新規・更新	申込口数	口(1口千円)	納入方法	現金
氏名		団体名(団体で申し込まれる場合はご記入ください)		
連絡先 〒				
TEL	FAX	E-mail		
会費の使い方について(地域指定、事業指定があればご記入ください)				

周南市青少年育成市民会議の賛助会員に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、周南市青少年育成市民会議会則（以下「会則」という。）第6条第3項及び14条の規程に基づき、周南市青少年育成市民会議（以下「会議」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定める。

（加入）

第2条 この会議の賛助会員になろうとするものは、別に定める賛助会員加入申込書を会長に提出するものとする。

（会費）

第3条 賛助会員は、個人・団体を対象とし、年額1口千円の会費を1口以上納入する。

（特典）

第4条 賛助会員は、会議が行う青少年に関する情報の提供を受ける。

（期間）

第5条 賛助会員の期間は、会費を納入した日の属する年度の3月31日までとする。

（賛助会費の使途）

第6条 賛助会費の使い道を、賛助会員の希望により特定の事業や地域（徳山、新南陽、熊毛、鹿野）を指定することができる。特定の事業や地域を指定した場合、賛助会費の全額を指定された事業費や地域の活動費に充てる。

附 則

この規程は、平成18年5月12日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年10月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月28日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から適用する。

周南市青少年育成市民会議 賛助会員 加入申込書 （個人・団体）

年 月 日

周南市青少年育成市民会議の趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

新規・更新	申込口数	口(1口千円)	納入方法	現金
氏名		団体名(団体で申し込まれる場合はご記入ください)		
連絡先 〒				
TEL		FAX		E-mail
会費の使い方について(地域指定、事業指定があればご記入ください)				

申込み先 〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市教育委員会生涯学習課 青少年教育担当
(TEL)0834-22-8697 (FAX)0834-22-8814 (E-mail)ed-shogai@city.shunan.lg.jp